

三朝町農林業施設災害復旧事業原材料等支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内において、被災当時における最大24時間雨量が80ミリメートル以上若しくは時間雨量が20ミリメートル以上の豪雨又は地震で、当該年度の前年度の3月1日(町長が特に認める場合にあっては、別に定める日)以降に発生したもの(以下「異常な天然現象」という。)により、地域の振興に寄与する地域内の農業用水路及び農道並びに林道施設(以下「農林業施設」という。)に被害が生じた場合、当該農林業施設の原形復旧に必要な原材料及び機器の借上げ(以下「原材料等」という。)を町が支給することにより、農林業の振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 この要綱に基づく原材料等の支給の対象となる者は、農林業施設を管理する自治会等とする。

(対象原材料等)

第3条 町が支給する原材料等は、第1条の目的の達成に資するため、異常な天然現象により被害の生じた農林業施設の復旧事業(原則として原形復旧事業とする。以下「事業」という。)に必要な不可欠な原材料等で次に掲げるものとする。ただし、他の補助金等の交付対象となるものを除く。

- (1) 生コンクリート、アスファルト合材、切込み砕石、真砂土等
- (2) U字溝、ヒューム管、側溝蓋等
- (3) バックホウ、ダンプトラック等の借上げ
- (4) 前3号に掲げるもののほか、農林業施設の機能回復のために必要な材料

(原材料等の支給)

第4条 支給する原材料等は、40万円分を限度とし、予算の範囲内で支給する。

(原材料等支給申請)

第5条 原材料等の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として事業開始の14日前までに原材料等支給申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、支給が相当と認めるときは、原材料等支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業の実施)

第7条 前条の規定により原材料等の支給決定を受けた者(以下「事業実施者」という。)は、建設水道課と協議の上、速やかに事業を実施しなければならない。

- 2 事業実施者は、事業の実施に当たっては、事故対応のためにボランティア保険等に加入しなければならない。

(変更承認申請等)

第8条 事業実施者は、支給決定を受けた内容について次に掲げる変更をしようとするときは、原材料等支給変更承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- (1) 支給する原材料等の増減に関するもの
- (2) 事業内容に重大な影響を及ぼすと認められるもの

- 2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、支給の可否を決定したときは、原材料等支給変更(承認・却下)通知書(様式第4号)により事業実施者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 事業実施者は、事業の完了後 30 日以内に、原材料等支給完了報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により原材料等の支給を受けた者があるときは、原材料等の支給に係る費用を返還させるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、原材料等の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年8月17日（以下「施行日」という。）から施行し、同年7月7日以降に発生した異常な天然現象による被害に係る原材料等の支給について適用する。

(経過措置)

2 令和3年7月7日から施行日の前日までに発生した異常な天然現象による被害について施行日前に第2条に規定する支給対象者が第3条に掲げる対象原材料等を自ら費用を負担して調達した場合には、この要綱の規定に基づき原材料等が支給されたものとみなしてこの要綱の規定を適用する。この場合において、町は、原材料等の支給に代えて当該原材料等の支給に要する費用に相当する額の支援金を交付するものとし、その申請の手續等については、別に定めるところによる。

(事業の特例)

3 令和3年7月7日から同月10日までの期間に発生した異常な天然現象による被害に係る復旧事業については、第1条中「農業用水路及び農道」とあるのは、「農業用水路、農道及び農地」と読み替えてこの要綱の規定を適用する。

4 令和5年8月に発生した台風7号による被害に係る復旧事業については、第1条中「農業用水路及び農道」とあるのは、「農業用水路、農道及び農地」と読み替えてこの要綱の規定を適用する。

附 則

この改正は、令和4年1月7日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年8月28日から施行する。